

雲南市犯罪のない安全で安心な まちづくり推進計画



平成 2 3 年 2 月
雲 南 市

目 次

第1章 推進計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 市民意見の反映	1
第4節 計画の期間	1
第2章 犯罪の現状と課題	2
1 雲南市における刑法犯認知件数	2
2 窃盗犯の手口別発生状況	3
3 雲南警察署に寄せられた犯罪被害に関する相談件数	4
第3章 犯罪発生に対する不安の背景	5
1 規範・道徳を共有することの難しさ	5
2 「安全神話」の崩壊	5
3 ライフスタイルの多様化	5
4 生活環境の変化	6
第4章 安全で安心なまちづくりの基本方針と検証	7
第1節 安全で安心なまちづくりの基本方針	7
1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた意識づくり	7
2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた地域づくり	7
3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた環境づくり	8
4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり	8
第2節 施策効果の検証	8
【イメージ図】	9
第5章 施策の展開	10
第1節 施策の体系	10
第2節 施策の展開	10
1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた意識づくり	11
(1) 防犯情報の提供	11
各種広報媒体を活用した積極的な防犯広報	11
携帯メールによる防犯情報の提供	11
(2) 市民一人ひとりの各種防犯啓発活動の実施	11
懸垂幕、のぼり、看板を活用した視覚的啓発活動	11
街頭宣伝活動	11
公用車による防犯パトロール活動	11
子ども・高齢者・女性・障がい者等の犯罪弱者を対象とした啓発活動	11
青少年の健全育成と迷惑行為の防止	12
事業者への防犯意識の啓発	12

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた地域づくり	13
(1) 地域ぐるみによる自主防犯活動の推進	13
防犯リーダーの育成	13
雲南市地域振興補助金の活用推進	13
来訪者の安全確保	13
防犯ボランティア団体等の活動紹介	13
(2) あいさつ運動の展開	13
各団体・関係機関を通じた運動の展開	13
(3) 防犯上配慮を要する者(犯罪弱者)の安全確保	14
地域の犯罪弱者を地域で見守る体制づくり	14
関係機関による犯罪弱者保護	14
(4) 犯罪に関する相談窓口の拡大と業務の充実	14
市民相談業務の充実	14
犯罪被害者支援	14
3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた環境づくり	15
(1) 公共施設における防犯対策の向上	15
防犯に配慮した道路、公園、駐車場等の整備	15
防犯灯の計画的設置と維持管理	15
道路照明の計画的設置と維持管理	15
公共施設の安全点検による改善と管理	15
放置自転車対策	15
不法投棄・落書き・違法ビラ対策	16
(2) 犯罪予防に配慮した土地・建物等の普及と適正な維持管理	16
一般住宅における安全対策	16
所有地等の適正な管理	16
空き屋等の防犯対策	16
観光地・商店街等の施設防犯対策	16
防犯に配慮した都市基盤の整備促進	16
4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり	17
(1) 庁内検討会議の開催	17
(2) 推進会議の設置	17
(3) 計画の進捗確認と見直し	17
(4) 雲南市防犯協会の活動強化と支援	17
【推進体制イメージ】	18
参考資料	19
雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	19

第1章 推進計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

近年、身近なところで犯罪が起こるのではないかという不安が高まっています。市民のそうした不安をなくすためには、市民（市内の地域活動団体や事業者を含む）と行政（警察等の関係機関を含む）が一体となって、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

市では、このよりどころとして「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（以下「条例」という。）を平成22年12月に制定しました。

この条例は、雲南市における「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の基本理念を定め、市の責務や市民等の役割を明らかにし、市が施策を推進するための推進体制の整備や推進計画の策定等の基本的な事項を定めたものです。

雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画は、この条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に展開するために策定します。

第2節 計画の位置付け

条例第10条に規定する推進計画であり、施策の方向性について以下の内容について定めるものです。

- 1 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策の大綱
- 2 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な事項

なお、雲南市総合計画をはじめ、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画等、関連する他の計画との整合性を図った上で策定します。

第3節 市民意見の反映

この計画は、市の犯罪情勢を踏まえ、「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり懇話会」の意見を聴いて策定します。

この他、この計画の策定にあたってはパブリックコメント※1により、市民の皆様の意見を参考に策定します。

※1 パブリックコメント：案を広く公表し、市民や事業者等の皆様から意見や情報をいただく機会を設けること。

第4節 計画の期間

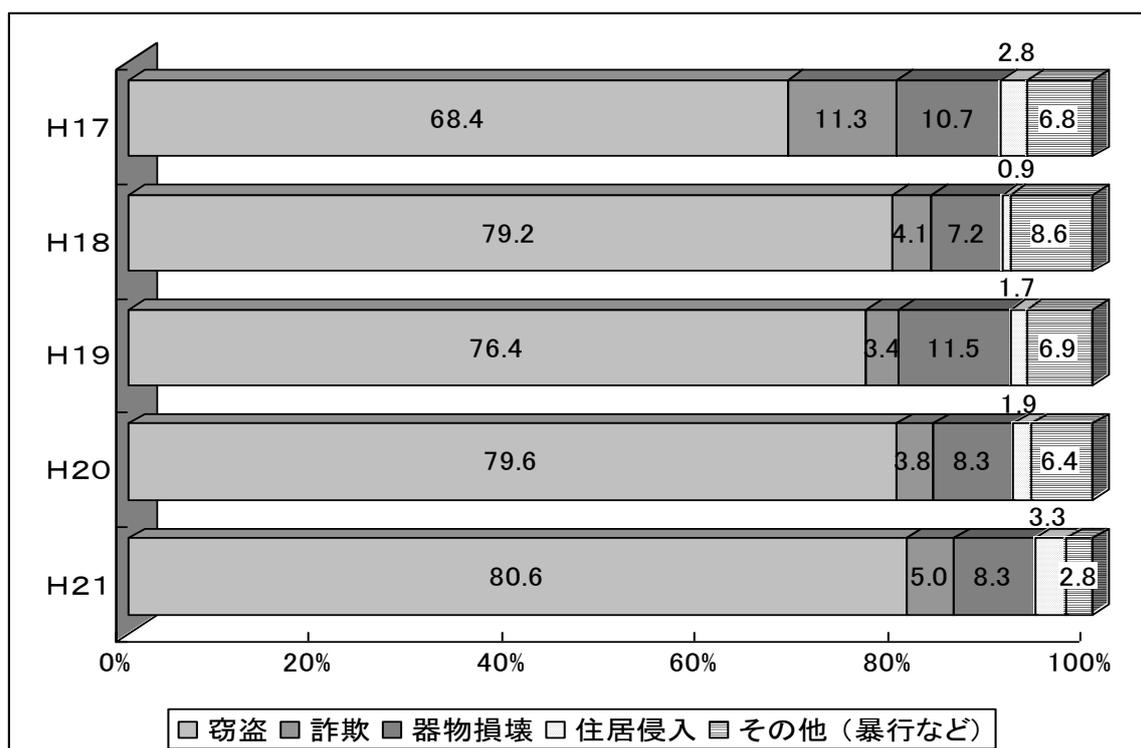
この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。また計画期間の途中であっても社会情勢の変化等によっては適宜見直しを行います。

第2章 犯罪の現状と課題

平成16年11月、旧6町村が合併し雲南市が誕生してから6年が経過しました。この章では、合併以降5年間における市内の犯罪発生状況と課題について検証します。

1 雲南市内における刑法犯認知件数

	窃盗	詐欺	器物損壊	住居侵入	その他 (暴行など)	計
H17	121	20	19	5	12	177
H18	175	9	16	2	19	221
H19	133	6	20	3	12	174
H20	125	6	13	3	10	157
H21	145	9	15	6	5	180



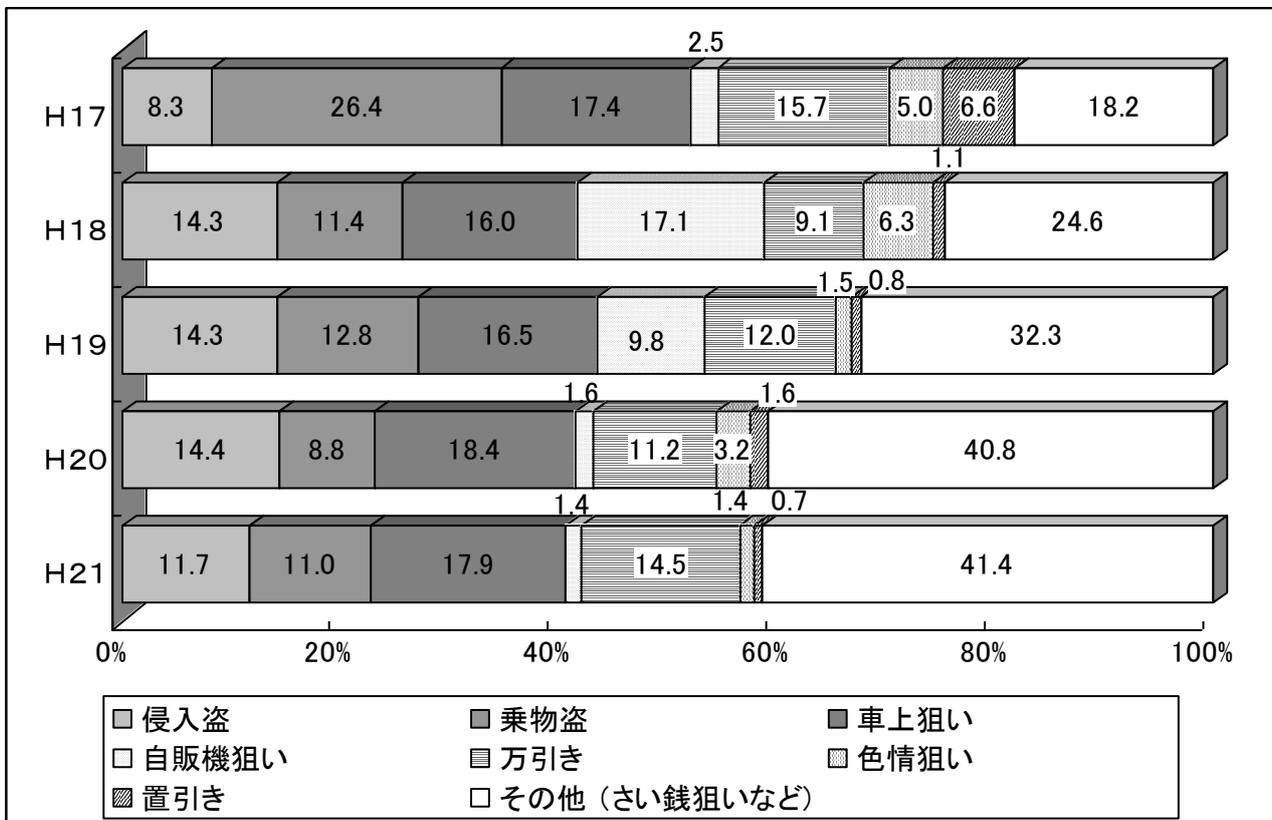
平成17年以降の雲南市内における刑法犯認知件数は、上記のとおりです。

最近5年間のうち、最も多かったのが、平成18年の221件であり、そのうち窃盗事件が175件発生していました。その後、平成20年には、157件まで減少しましたが、平成21年は、180件と前年より23件増加しました。

雲南市では、刑法犯認知件数の約8割が窃盗犯であり、窃盗犯の減少が全体の刑法犯認知件数を左右します。幸いにも市内においては、殺人等の凶悪犯罪は発生しておりません。

2 窃盗犯の手口別発生状況

	侵入盗	乗物盗	車上狙い	自販機狙い	万引き	色情狙い	置引き	その他 (さい銭狙いなど)	計
H17	10	32	21	3	19	6	8	22	121
H18	25	20	28	30	16	11	2	43	175
H19	19	17	22	13	16	2	1	43	133
H20	18	11	23	2	14	4	2	51	125
H21	17	16	26	2	21	2	1	60	145



雲南市における過去5年間の窃盗犯手口別の発生状況は、上記のとおりです。

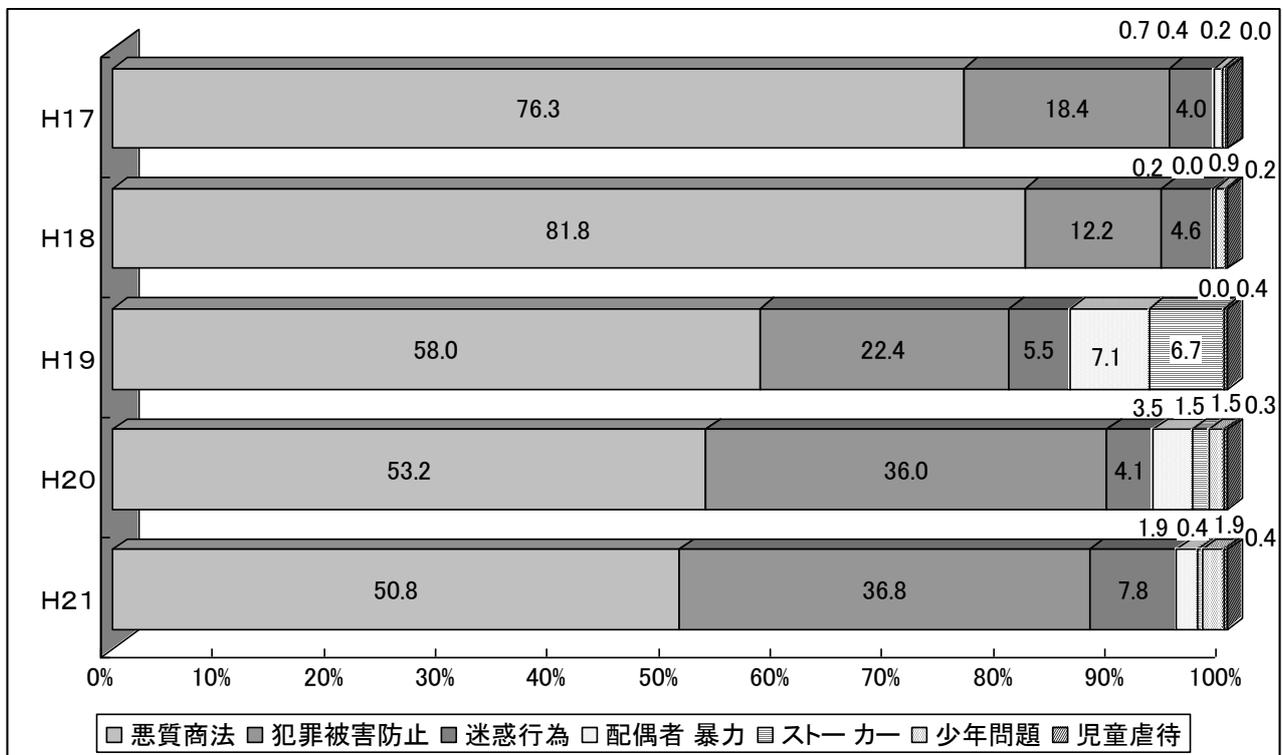
平成21年の「その他」が60件と前年より増加していますが、これは、さい銭狙いや部品狙いの被害が多発したため、件数が増加したものです。

車上ねらいの件数は、依然減少傾向が見られず、鍵かけ運動など市民への広報啓発活動を強化する必要があります。

3 雲南警察署に寄せられた犯罪被害等に関する相談件数

	悪質商法	犯罪被害防止	迷惑行為	配偶者暴力	ストーカー	少年問題	児童虐待	計
H17	418	101	22	4	2	1	0	548
H18	354	53	20	1	0	4	1	433
H19	148	57	14	18	17	0	1	255
H20	182	123	14	12	5	5	1	342
H21	131	95	20	5	1	5	1	258

※ この件数は、雲南警察署に寄せられたもので、市民からの相談に限定したものではない。



上記は、過去5年間において雲南警察署に寄せられた犯罪被害等に関する相談件数とその主な内訳を示したものです。特に悪質商法に関する相談は、平成17年のピーク時には416件もあり、近年は減少傾向にありますが、それでも毎年100件を越えています。また、犯罪被害防止（例：家の外で変な音がする、人の気配がする・・・など）に関する相談も多く、日頃から不安を感じている市民が大勢いることがうかがえます。

平成21年11月には、浜田市において県立大学の女子大学生が殺害されるという凶悪犯罪が発生しました。これをきっかけに、市民を含めた県民の防犯意識が急速に高まっており、今後は、地域と一体となった取組を一層強化していく必要があると思われます。

なお、平成21年、雲南市内における声かけなどの不審者情報は6件ありました。

第3章 犯罪発生に対する不安の背景

前章でみたように、雲南市においては近年急激に犯罪被害が増加しているとは言えません。しかし、4ページの図表からは、雲南警察署への相談件数のうち犯罪被害に対する不安を訴えている割合が急増していることがうかがえました。このことは、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりにとって、決して無視できない重大な問題だと考えます。なぜ人びとは、犯罪に対する不安を感じるようになってきたのか。この章では、その背景について考えます。

1 規範・道徳を共有することの難しさ

情報化社会が進むにつれ、人びとの価値観の多様化も進み、人は何が正しいか、どうすべきかについて共通の認識を持つことが難しくなっています。このことは、個人が多様な価値やライフスタイルを自由に選べるようになるとして肯定的に捉えられる一方で、「何をしてもよい」と、それぞれ自分勝手に振舞うことや他人に迷惑をかけることなどを許してしまい、社会秩序を不安定にするという問題もあります。

また、個人（私）中心の生活が浸透するに伴い、「私」が優先されるために「公」が軽視され、人びとにおいて「みんなの地域、みんなの社会」といった公共意識が育ちにくくなっているという指摘もあり、こうしたことも社会秩序の維持を困難にしていると考えられます。

このように、人びとにとって、社会秩序を守るための規範や道徳を共有することが難しくなるにつれ、犯罪に対する不安はますます増大していくと考えられます。

2 「安全神話」の崩壊

これまで、「外国に比べると日本は安全」「大都市に比べると地方は安全」と思われてきました。しかし、今日では、犯罪・事件がどこにおいても起こりうるということが明らかで「安全神話」はもはや通用しないという認識が広がりつつあります。

「安全神話」の崩壊に対しては、「鍵かけ」や「防犯ブザー」など自主的な防犯対策を講じることが重要であり、そうした対策は、犯罪の被害者となる可能性を減らす効果があります。とはいえ、防犯対策をどれだけ実施すれば十分であるかについては未知であるため、犯罪に対する不安を完全になくすことはできません。

これらのことは、人びとの不安を減らすためには、自主的な防犯対策に加えて、いつでもだれかが助けてくれる、見守ってくれているという実感を育てるということにも目を向ける必要があるということを示唆します。

3 ライフスタイルの多様化

「1 規範・道徳を共有することの難しさ」でも述べたように、今日、人びとの価値観は多様化しています。そのため、それぞれの人が自身の価値観に基づいて選ぶライフスタ

イルは、個人の自由であるからその人だけの問題とされ、他人は無関心であったり、また、立ち入りできなかつたりする傾向があります。こうした傾向は、たとえば、よその子どもの非行を注意できない、よその家族で疑われる子どもの虐待が見過ごされるなど、ときに犯罪の発生を許すことにもつながりかねません。このような状況も、人びとの犯罪発生に対する不安を増大するものと考えられます。

4 生活環境の変化

この20年ほどの間に、生活環境は大きく変わりました。携帯電話やインターネットの普及により、だれもが簡単に情報を入手したり発信したりすることができるようになった一方で、その中には個人のプライバシーに関わる情報も含まれています。また、少子化・高齢化の進行は、地域社会や家族のメンバー構成にも影響を及ぼしています。高齢者のみの世帯が増加し、特に過疎化が進む地域では、空き家が増えるという現象も生じています。こうした人口構成のもとでは、いわゆる「犯罪弱者（犯罪者に狙われやすく、犯罪の被害に遭う危険が高い人たち）」が、つねにだれかに見守られているという状態が確保しにくくなります。

人びとの間では、このような生活環境の変化に起因する犯罪に対する不安が高まっています。従来の防犯対策では対処しきれないという状況認識が、安全で安心な暮らしを脅かしていると考えられます。

第4章 安全で安心なまちづくりの基本方針と検証

第1節 安全で安心なまちづくりの基本方針

第2章での不安要因の分析をふまえ、条例で定める基本理念、およびその目的である「市民が快適に暮らすことができる社会の実現」に向けて、市民、および市内の地域活動団体、事業者（以下、「市民等」という）、警察等関係機関、市は、次の4項目を柱として協力・連携して取り組んでいきます。

1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた意識づくり

犯罪の発生に対する不安を減じ、安全で安心なまちづくりのためには、それぞれが自分たちでできる防犯対策に積極的に取り組むことが重要です。こうした自主的な防犯意識を支える原理として、「自らの安全は自ら守る」という意識は、まさに基本的であると言えます。

しかし、社会には「犯罪弱者」と呼ばれる、自分の力だけでは防犯や安全確保が難しい人たちも存在します。子ども、高齢者、障がい者、女性等はしばしばそれらに含まれます。また、「犯罪弱者」に該当しなくても、自分の力だけで犯罪に巻き込まれるのを防ぎきることは困難です。このことをふまえると、一人一人が同じ社会で暮らすメンバーとして互いに配慮しあい、自分自身の安全だけでなくみんなの安全を考えることが重要です。そうした公共意識の育成が、みんなのための安全で安心なまちづくりにとって欠かせないと考えます。

したがって、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた意識づくりとしては、それぞれが自立して自分自身の防犯について考えられるようになるための基盤、および自分さえよければよいのではなく地域社会のみんなの安全を配慮しあうための公共意識を育てる基盤を整えることが課題です。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた地域づくり

公共意識を育むことが重要だとはいえども、今日では、近隣づきあいも減少し、また、価値観・ライフスタイルの多様化も影響し他者との連帯を築くのが困難になっています。こうした状況を改善し、みんなのための安全で安心なまちづくりを実現するため、「地域の安全は地域で守る」ことを基本としながらも、自分が暮らす地域社会にいる人びと全員を仲間として認識する機会をつくることが重要です。

そのためには、たとえば地域活動の参加を促す取組が課題となります。この地域活動は、防犯を目的とした活動であれば、上述の「意識づくり」にもつながるという効果が見込まれます。しかし、表立って防犯を強調していない地域活動（防災活動や普段からの見守り活動など）でも、地域の人びとが共同で活動することを通じて、仲間意識や助けあいの精神など、公共意識の前提となる要素を育てることも期待できます。

3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた環境づくり

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要です。

市では、学校や道路、公園等の公共施設全般において犯罪防止に配慮した施設整備や維持管理に努め、また一般住宅や事業所にも防犯性の高い施設整備や日頃の防犯を意識した維持管理を広め、市民をはじめ、観光・交流等により当市を訪れるすべての人が犯罪への不安がなく安全で安心して過ごせるための防犯環境整備を促進します。

特に、1枚の割れたガラス窓を放置すると割られる窓ガラスが急激に増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまうというアメリカの犯罪学者が提唱した「割れた窓理論」が示すように、落書きや違法ビラ、そして放置自転車やゴミの不法投棄といった小さな犯罪は、放っておけば重大な犯罪の引き金となることから、公共施設をはじめ、市内すべての土地や建物の美化や環境保全にも努めます。

4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり

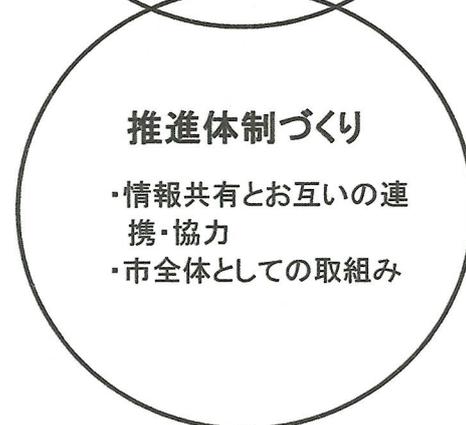
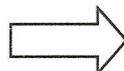
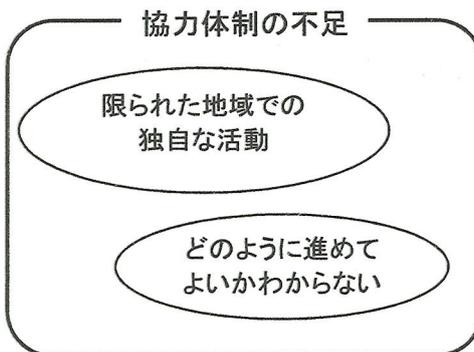
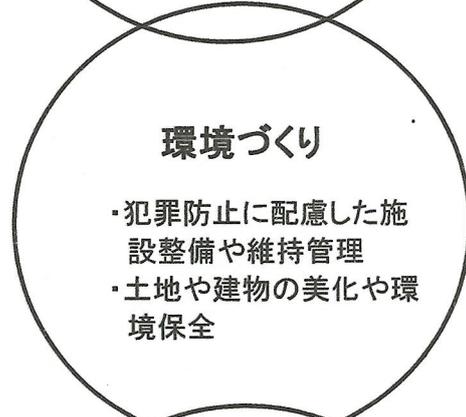
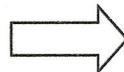
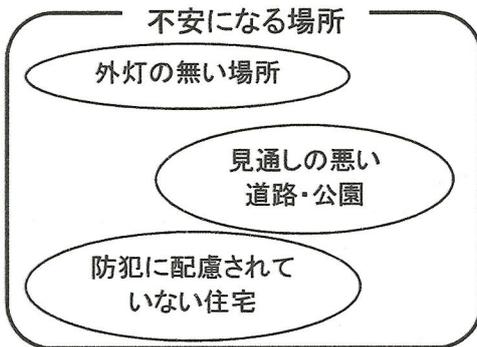
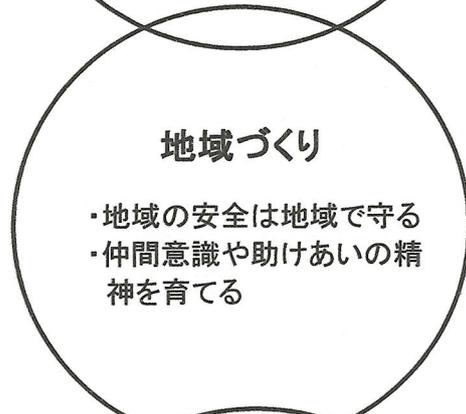
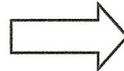
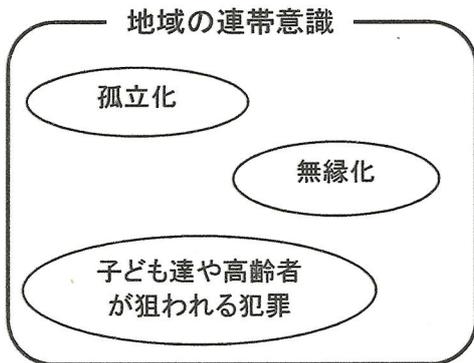
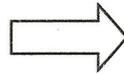
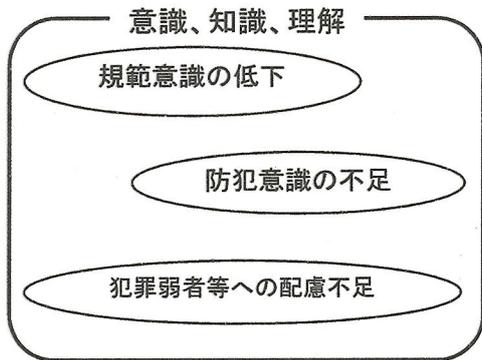
地域ぐるみの防犯活動により、犯罪の防止を図るため、市が基本的な方向を示すとともに、市民等、その他関係機関と市が密接に連携した「地域防犯力」を高めるための推進体制づくりを進めます。

第2節 施策効果の検証

「市民の不安を減らし、犯罪の発生を許さない地域社会の実現」を目標とし、平成27年度までの5年間において、第2章で述べた雲南市における犯罪被害に関する数値がどのように推移しているか単年度ごとに確認します。また、実際の犯罪被害の件数が増加していなくても市民の犯罪への不安が減少しているとは言えない可能性もあることから、初年度と最終年度に市民アンケートを実施し、市民の不安感や安全・安心なまちづくりについての率直な意見を収集とりまとめし、施策効果について検証します。

《 課題 》

《 施策 》



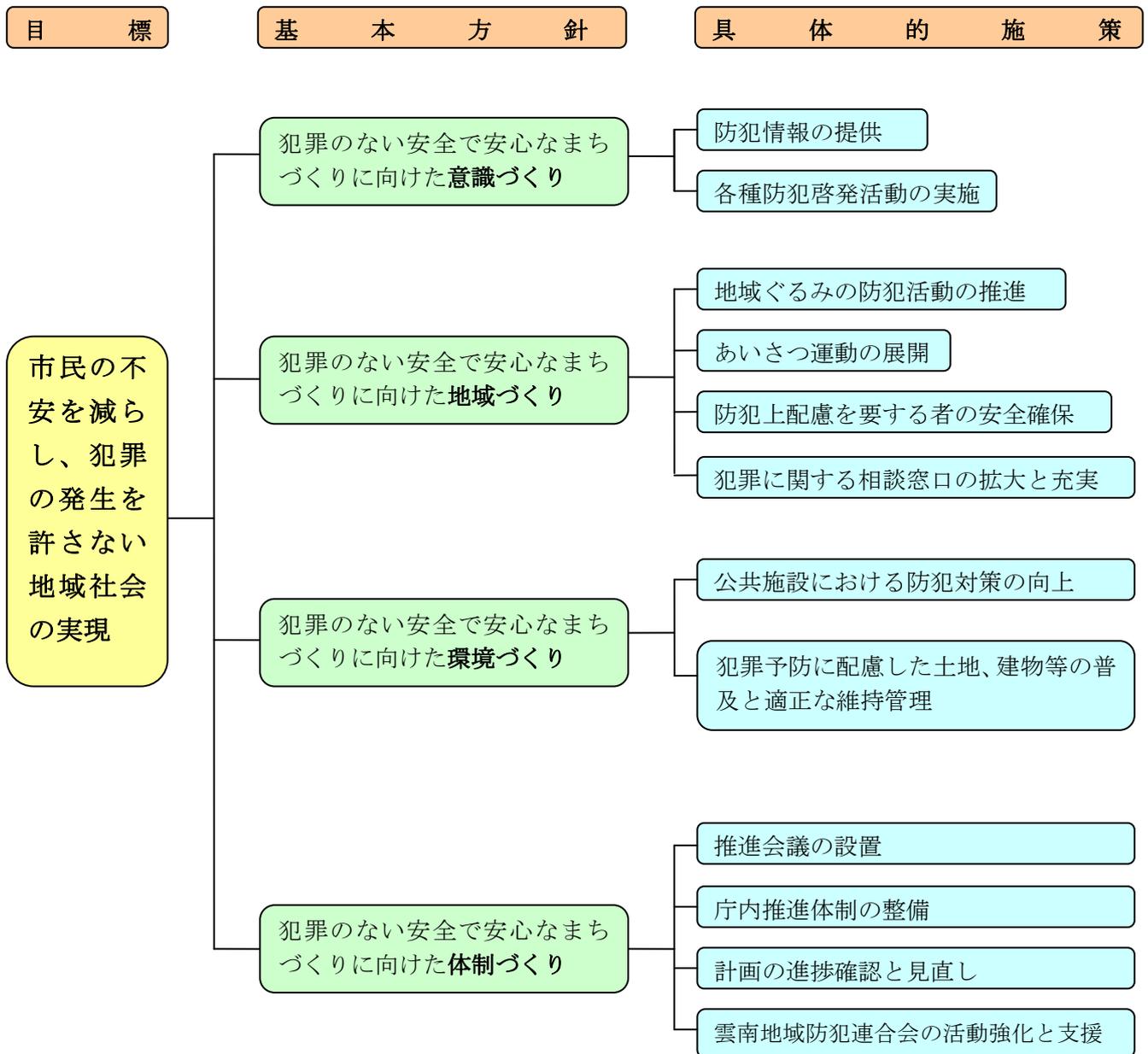
行政と市民等の連携・協働で不安を減らす

第5章 施策の展開

第1節 施策の体系

計画の目標を達成するため、基本方針のもと、それぞれの具体的な施策を展開することで、安全で安心なまちづくりを推進します。

【施策の体系】



第2節 施策の展開

1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた意識づくり

(1) 防犯情報の提供

「自らの安全は自ら守る」という市民の自主防犯意識を醸成するため、迅速で的確な情報提供により市民一人ひとりの防犯意識を啓発し、市民の自主的な防犯対策を促進します。

【具体的手法】

① 各種広報媒体を活用した積極的な広報活動【総務部】※1

- ・「市報うんなん」をはじめ、雲南市ホームページ、ケーブルテレビの文字放送等の各種媒体を有効活用した防犯広報を実施します。

※1：具体的手法の項目ごとに、主たる担当部局を明記することで活動主体を明確にしています。
また、各総合センターは、すべての施策・活動へ関わることとします。

② 携帯メールによる防犯情報の提供【総務部】

- ・雲南市安全安心メールにより、犯罪発生情報や不審者出没情報の迅速な提供に努めるとともに、本サービスへの市民の登録を推進します。

(2) 防犯啓発活動の実施

安全で安心なまちづくりへの関心と理解を深めるため、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」に合わせて、雲南市の防犯重点啓発運動期間として定着させ、直接市民に防犯を呼びかける各種啓発事業の計画実行に努めます。

【具体的手法】

① 懸垂幕、のぼり等を活用した視覚的啓発活動（10月11日～20日）【総務部】

② 街頭宣伝活動【政策企画部、産業振興部】

- ・市内の駅やバス停、商店等において、街頭防犯宣伝事業を実施します。
- ・市内の祭りや各種イベント、集会等の人が集まる機会を活用した積極的な防犯宣伝事業に取り組みます。

③ 公用車による防犯パトロール活動【全部局】

- ・特殊車両を除く市役所公用車にステッカー「防犯パトロール中」を貼付して、市職員による業務移動中の「ながら防犯パトロール活動」に取り組みます。

④ 子ども、高齢者、女性、障がい者等の犯罪弱者を対象とした防犯啓発活動【健康福祉部、教育委員会】

- ・保育園、幼稚園、学校単位で園児、児童、生徒を対象にした防犯教室や不審者侵入避難訓練を実施し、併せて教職員の防犯知識の向上を図ります。
- ・学校や地域単位で「地域安全マップ」の作成を推進し、子ども自体の防犯能力を高めます。

- ・全児童に防犯ブザーを貸与します。
- ・ひったくりやわいせつ行為、悪質商法、振り込め詐欺等、特定の犯罪被害に遭いやすい女性や高齢者、障がい者に対し、各種広報や講習会を開催することにより自らの安全を確保していく上で必要な知識の普及、啓発に努めます。

⑤ 青少年の育成と迷惑行為の防止【教育委員会】

- ・保育園、幼稚園、学校単位で園児、児童、生徒を対象とした非行防止教室を開催します。
- ・青少年育成協議会による巡回パトロール等の活動を強化し、青少年の非行防止に努めます。
- ・家庭での教育力向上のため、雲南市PTA連合会等の活動を支援し、保護者を対象とした青少年の非行防止のための情報発信や研修会の開催等に努めます。

⑥ 事業者への防犯意識の啓発【産業振興部】

- ・従業員に対して、防犯上必要な知識や技術を習得するための学習機会を提供することを事業者に働きかけます。
- ・事業者が地域の一員として防犯パトロールや環境浄化活動等の防犯活動に積極的に参画するよう働きかけます。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた地域づくり

(1) 地域ぐるみによる自主防犯活動の推進

「地域の安全は地域で守る」という地域防犯意識を醸成するため、市民等が行う自主的な防犯活動を促進し、取組の継続を支援します。

【具体的手法】

① 防犯リーダーの育成【政策企画部】

- ・ 「地域の安全は地域で守る」を合言葉に、地域自主組織や自治会、その他の団体や組織等に自主防犯活動の必要性、重要性を啓発し、地域の防犯活動の中心となる人材の育成に努めます。

② 自主防犯活動への支援【政策企画部】

- ・ 地域自主組織、まちづくりグループ、その他地域コミュニティ団体等に自主防犯活動の必要性、重要性を啓発し、自主活動の開始に向けての情報提供や金銭的な支援を行います。(雲南市地域振興補助金の活用など)

③ 来訪者の安全確保【産業振興部】

- ・ 観光客をはじめとする雲南市への来訪者が安全で安心して滞在期間を過ごせるよう、観光協会や商工会等を通じて防犯情報の提供等を行い、観光地や商店街による来訪者を犯罪から守るための地域ぐるみの自主的な防犯活動を推進します。

④ 防犯ボランティア団体等の連携と活動紹介【総務部・政策企画部】

- ・ 各種広報誌や防犯チラシ等により自主的に防犯活動に取り組む団体や個人を紹介する機会を設け、他地域への活動の波及を促進します。

(2) あいさつ運動の展開

日頃から、家庭・学校・地域・職場等で「あいさつ運動」は基本的なマナーとして推進されていますが、犯罪者が犯行をあきらめる一番の理由は犯行中もしくはその前に地域の人に声を掛けられた時という警察庁のデータがあります。このことから、あいさつは円滑な人間関係の形成を基本に、青少年の健全育成をはじめ、「防犯」という観点においても大きな効果が期待できます。

朝起きて「おはよう」と家族間であいさつを交わすことにはじまり、就寝時の「おやすみ」まで、その日出会った一人ひとりとあいさつを交わすことの大切さを改めて市民に呼びかけ、あちらこちらであいさつが行き交う地域づくりを推進します。

【具体的手法】

① 各団体・関係機関を通じた運動の展開【総務部、教育委員会】

- ・ 各種広報を活用して、市民にあいさつ運動を推進するほか、学校、事業所、自治会、そして防犯ボランティア団体をはじめ、関係機関や関係団体へあいさつ運動の展開と実践を直接的に要請します。

(3) 防犯上配慮を要する者の安全確保

犯罪は日ごとに多様化、凶悪化、巧妙化の傾向が強まり、子どもや高齢者が犯罪被害にあう事件が後を絶ちません。こうした防犯上の配慮を要する子ども、高齢者、女性、障がい者等のいわゆる「犯罪弱者」が犯罪被害にあわないよう、当該者に安全教育や啓発活動を行うとともに、周囲の「見守りの姿勢」を地域全体で堅持する取組を進めます。

【具体的手法】

① 地域の犯罪弱者を地域で見守る体制づくり【総務部、健康福祉部、教育委員会】

- ・市民一人ひとりが周囲の犯罪弱者を気遣い、見守る意識づくりのための啓発活動を行います。
- ・地域の自主防犯団体による、児童をはじめとする犯罪弱者を見守るための防犯パトロール活動を推進します。
- ・事業所等へ協力を要請し、犯罪弱者を見守るパトロール活動を推進します。

② 関係機関による犯罪弱者保護【総務部、健康福祉部、教育委員会】

- ・特殊車両を除く市役所公用車にステッカー「防犯パトロール中」を添付して、特に児童の下校時間を中心に、市職員による業務移動中の「ながら防犯パトロール活動」に取り組みます。
- ・通学路の安全点検や児童の見守り活動を推進します。
- ・犯罪弱者に日頃から接する民生児童委員、介護支援専門員、福祉関係者、各種ボランティア関係者等に対して、犯罪被害の防止についての啓発や犯罪情報を提供します。また巡回や訪問等のそれぞれの日頃の活動を通じて、犯罪弱者を防犯面からもサポートできる体制づくりを整備し、犯罪弱者の防犯意識の啓発や犯罪被害の未然防止、早期発見に努めます。

(4) 犯罪に関する相談窓口の拡大と業務の充実

市民の安心感を高めるため、関係する庁内各課が連携し、相談窓口や相談体制を整備するとともに、市民に一番身近な窓口として、外部の専門的な機関、団体等とも連携を図り、それぞれの機関に導く役割を果たします。

【具体的手法】

① 市民相談業務の充実【市民部】

- ・一般相談、法律相談等において、市民からの相談、苦情、要望等に対し、適切な処置を講じ、または適切な助言、もしくは指導が行われるよう努めます。
- ・犯罪弱者が相談しやすい環境や体制を整備し、また、相談窓口を拡大することにより迅速な問題解決に向けての支援体制を整えます。

② 犯罪被害者支援【人権センター】

- ・犯罪被害者の置かれた立場を理解してもらうため、「雲南地域被害者支援ネットワーク」等における啓発活動に努めます。
- ・犯罪被害者の相談に応じ、警察や民間犯罪被害者支援団体等の関係機関と連携して犯罪被害者の支援に努めます。

3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた環境づくり

(1) 公共施設における防犯対策の向上

道路、公園、駐車場等の市民生活に密接なかかわりがある場所において、防犯面に配慮した施設整備や維持管理を行い、防犯性の向上を図ります。

【具体的手法】

① 防犯に配慮した道路、公園、駐車場等の整備【建設部】

- ・道路、公園、駐車場等の整備に当たっては、見通しの確保や夜間照明の同時整備等、犯罪の防止に配慮した施設整備を行います。
- ・国、県等が行う公共施設整備全般について、防犯環境に配慮した施設整備を要望します。

② 防犯灯の計画的設置【総務部・教育委員会】

- ・自治会をはじめとする地域からの防犯灯設置要望に基づき、必要性や緊急性を考慮し計画的な防犯灯整備に努めます。
- ・特に配慮が必要な通学路等を中心に暗がり調査を行い、必要性や緊急性を考慮しながら計画的な防犯灯整備に努めます。

③ 道路照明の計画的設置と維持管理【建設部】

- ・交差点や橋梁等を中心に交通安全上の配慮を優先し、道路環境整備の一環として設置されている道路照明は防犯灯としての役割も大きく、犯罪の予防にも繋がっていることから、広域道路や交差点等において、防犯灯と同様に暗がり調査を行うなどして、計画的な道路照明の整備や維持管理に努めます。

④ 公共施設の安全点検による改善と管理【総務部、建設部、教育委員会】

- ・道路、公園、駐車場をはじめ、市役所や集会施設等も含めたすべての公共施設全般において、地域と連携した定期的な巡回、点検を実施し、必要な対策を講じることにより防犯性の向上を図ります。
- ・公共施設の美化に努めます。
- ・特に学校については、緊急通報システムの整備や防犯に配慮した門扉、教室、フェンス等の施設の安全点検と安全管理に努めます。

⑤ 放置自転車対策【総務部、産業振興部】

- ・駅前輪場をはじめ、市内全公共施設駐輪場等において定期的に放置自転車の撤去を行い、環境美化に努めます。
- ・自転車の防犯登録を推進します。

⑥ 不法投棄・落書き・違法ビラ対策【市民部】

- ・市職員による定期的な不法投棄をはじめとする環境保全のためのパトロール活動を強化します。
- ・地域におけるゴミ拾い等の環境保全活動を推進します。
- ・注意看板やのぼり設置により不法投棄の防止等の環境保全を呼びかけます。

(2) 犯罪予防に配慮した土地、建物等の普及と適正な維持管理

一般住宅や市営住宅・アパート等の集合住宅、そして事業所の建物等の防犯性を向上させるため、市民や事業者及び関係機関等への情報提供や意識啓発を行い、防犯性の高い建物の普及に努めます。

また、空き家や空き地の実態把握を含め、市内のすべての土地、建物所有者や管理者へ、防犯面に配慮した適正な不動産管理を指導します。

① 一般住宅や市営住宅等における安全対策【建設部】

- ・ 県条例に基づく「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」等を参考に、犯罪にあいにくい住宅の構造、設備等に関する情報の提供や意識の啓発を図ります。

② 所有地等の適正な管理【市民部】

- ・ 空き地をはじめ、自己が所有する土地が不法投棄や犯罪の温床になることを防止するため、定期的な点検や草刈、ゴミ拾いの実施等による適正な管理がされるよう指導します。

③ 空き家等の防犯対策【政策企画部】

- ・ 無人施設や空き家等の所有者や管理者に、必要に応じて防犯面での対策を施すよう指導します。

④ 観光地、商店街の施設防犯対策【政策企画部・産業振興部】

- ・ 観光地や商店街については、観光協会や商工会と連携して、当地域を初めて訪れる人の視点に立った死角、暗がり、危険箇所等の点検を行い、地域住民だけでなく、来訪者が犯罪被害にあいにくい施設の整備や管理を推進します。

⑤ 防犯に配慮した都市基盤の整備促進【政策企画部・建設部】

- ・ 宅地造成等の開発（土地利用）計画をはじめ、新たな都市整備や再開発は地域全体に防犯の視点を取り入れることができる有効な機会であることから、すべての開発行為において防犯に配慮したものになるよう、それぞれの事業主体に働きかけや指導を行います。

4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり

(1) 庁内検討会議の開催

本計画の実施に当たっては、主に施策を行う関係部署が互いに連携し、協力して取り組む必要があることから、庁内の関係課間で情報の共有化を図るとともに、施策効果の検証を行い、実効性の確保に努めます。

(2) 推進会議の設置

犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりに関する各種施策を市民等と一体となって推進するため、地域で防犯活動に取り組む団体の代表者、防犯協会関係者、事業者、警察その他行政関係者等の委員から構成される「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を設置します。会議は、年に1回以上開催し、委員がお互いの活動内容や抱えている課題等について情報交換するとともに、[市民アンケートの実施や連携・協働による推進体制のあり方](#)、また、本計画の進捗状況に関する評価や計画変更等の必要な事項について調査や審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

(3) 計画の進捗確認と見直し

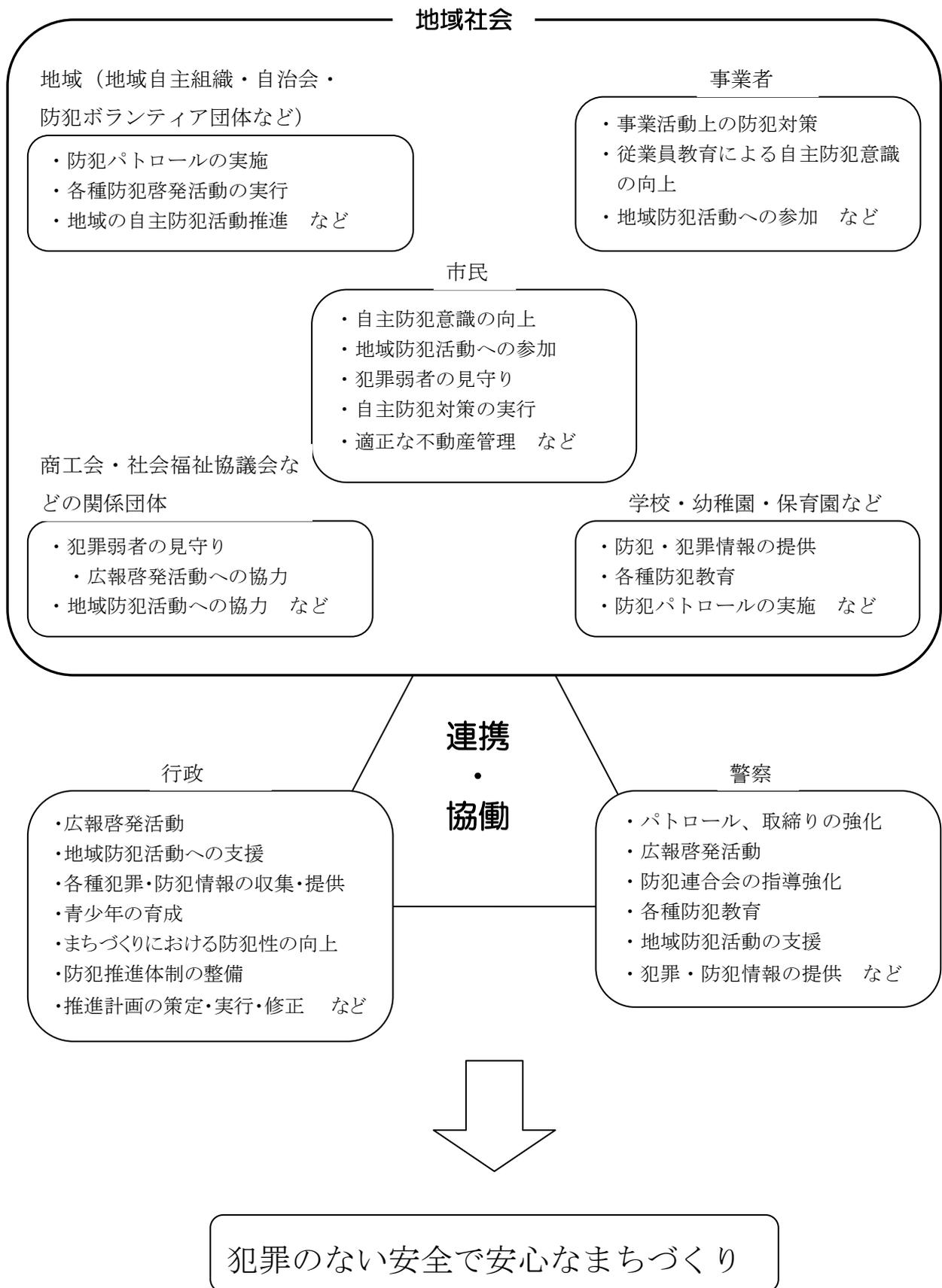
本計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて本計画の見直しを行う場合には、「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」の意見を聴いて変更します。

また、計画を見直した場合は、「市報うんなん」や市ホームページ等を活用して公表します。

(4) 雲南地域防犯連合会の活動強化と支援

市と密接に連携して各種防犯施策を実践する中心組織である雲南地域防犯連合会の活動強化を推進するとともに、その活動が円滑に行われるよう支援を行います。

【推進イメージ】



参考資料

雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

前文

雲南市は、だれもが平和で心豊かに暮らせるまちを目指しています。そのためには、防犯と市民の安全確保は欠かすことができません。

ところが、近年、わたしたちの生活は、日常的に様々な犯罪の危険にさらされるようになり、市民に不安が広がっています。特に、ライフスタイルの多様化、少子化や高齢化の進行による社会構造の変化などにより、人びとの深い関わり合いが減少し、その結果規範・道徳意識も弱まりつつあることは、安全に対する市民の不安をますます高めていると考えられます。

したがって、犯罪のない安全で安心なまちづくりのためには、まず市民が互いに信頼しあい絆を深め、みんなの安全・安心に配慮しあう関係を育むことが大切です。このような関係を築くための活動が、市民の不安を減らし、さらには犯罪の発生を許さない地域社会を形成することにもつながっていくと考えます。

以上の考えに基づき、ここに、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるための条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりに向けて、市、市民、地域活動団体、事業者及び関係機関が家庭や地域等において相互に協力し合う活動を推進し、もって市民が快適に暮らすことができる社会の実現に寄与するため、基本理念を定め、それぞれの責務又は役割を明らかにするとともに、必要な施策（以下「施策」という。）の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 地域自主組織（雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則（平成17年雲南市規則第7号）第10条の規定により登録された団体）、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者及び市内に所在する土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 関係機関 学校、幼稚園、市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する公的機関、その他防犯協会等市内において防犯活動を行う公共的な団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）は、だれもが平和で心豊かに暮らせるよう、市、市民、地域活動団体、事業者及び関係機関がそれぞれの役割を担いつつ、相互に連携し、協力しながら行うものとする。

- 2 安全・安心なまちづくりのための活動は、共に生活する人びとの信頼関係を形成することを目的として、家庭、地域等の生活領域において展開するものとする。
- 3 安全・安心なまちづくりは、犯罪による被害を受けやすい子ども、高齢者、障がい者、女性等（以下「犯罪弱者」という。）の安全の確保に特に配慮して行うものとする。
- 4 安全・安心なまちづくりは、基本的人権に配慮して行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心なまちづくりに関する施策を策定し、これを推進しなければならない。

2 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、県、市民、地域活動団体、事業者及び関係機関と連携を図らなければならない。

3 市は、市民が平穏な生活を営むことができるよう、国、県及び民間の支援団体等と連携を図り、市民に対して情報の提供、相談及び助言その他必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市、地域活動団体及び事業者と連携して地域活動に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、自らの安全の確保に努めるものとする。

2 市民は、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第6条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた自主的な活動及び地域間の連携を推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、市が実施する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し又は管理する施設における事業活動及び自主的な防犯活動を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(犯罪弱者の安全確保)

第8条 市は、犯罪弱者の安全を確保するために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民、地域活動団体及び事業者は、地域において犯罪弱者が安全で安心して暮らせるよう特に配慮するものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、安全・安心なまちづくりを推進するため、市民、地域活動団体、事業者及び関係機関と相互に連携、協力し、家庭や地域等で活動できる体制を整備するものとする。

(推進計画の策定)

第10条 市は、基本理念に基づき、施策の総合的な推進を図るため、その基本となる雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くものとする。

3 市は、推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が安全・安心なまちづくりに関する理解を深め、その活動に参加することを促進するため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。